2　贈与の限度額　一億六百万円
3　贈与の供与期限　平成三十年九月三十日まで
4　署名者
日本側　株丹達也在ペルー大使
ペルー側　ゴンサロ・グティエレス・レイネル　外務大臣
平成二十七年五月十八日

○外務省告示第百五十七号

平成二十六年六月三十日にチュニスで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がチュニジア共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十七年五月五日に効力を生じた。

平成二十七年五月十八日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、チュニジア共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とチュニジア共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　百三億九千八百万円（一〇、三九八、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、メジェルダ川洪水対策計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、チュニジア共和国政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、チュニジア共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・六パーセントとする。

(c)　ただし、(b)にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該部分に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(d)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後十年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3(1)　借款は、チュニジアの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　チュニジア共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　チュニジア共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してチュニジア共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためチュニジア共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　チュニジア共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してチュニジア共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してチュニジア共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してチュニジア共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してチュニジア共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

チュニジア共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びチュニジア共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　チュニジア共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をチュニジア共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のチュニジア共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年六月三十日にチュニスで

チュニジア共和国駐在
日本国特命全権大使　高原寿一

チュニジア共和国
外務大臣　モンジ・ハムディ閣下

（チュニジア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をチュニジア共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のチュニジア共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年六月三十日にチュニスで

チュニジア共和国
外務大臣　モンジ・ハムディ

チュニジア共和国駐在
日本国特命全権大使　高原寿一閣下

○外務省告示第百五十八号

平成八年五月二日にロンドンで作成された「千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書」の一部は、同議定書第八条の規定に従い、次のように改正され、平成二十七年六月八日に効力を生ずる。

（平成二十四年六月八日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十七年五月十八日

外務大臣　岸田　文雄

千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書の一部を次のように改正する。

第三条1(a)(i)中「二百万計算単位」を「三百二万計算単位」に改め、同条1(a)(ii)中「八百計算単位」を「千二百八計算単位」に、「六百計算単位」を「九百六計算単位」に、「四百計算単位」を「六百四計算単位」に改め、同条1(b)(i)中「百万計算単位」を「百五十一万計算単位」に改め、同条1(b)(ii)中「四百計算単位」を「六百四計算単位」に、「三百計算単位」を「四百五十三計算単位」に、「二百計算単位」を「三百二計算単位」に改める。